

学生等の学びを継続するための緊急給付金 ～ 支給要件を満たすことを証明する書類 ～ 【信州大学】

要件	はい	必要となる書類等
1.自宅外で生活している又は自宅で生活しているが家庭から支援を受けていない 「自宅外で生活している」：あなたが生計維持者のもとを離れて家賃を支払って生活している状態のことをいいます。	☐ →	自宅外の方は以下の書類を提出、自宅の方は本項目の提出書類なし ●【アパート等居住者】アパート等の賃貸契約書の写し、直近の家賃の支払い証明書類、学生本人と保護者の住民票（学生本人が住民票をうつしている場合のみ）等のいずれか一つ ●【寮生】在寮証明書、寮の住所が入った本人あての郵便物のコピー、学生本人と保護者の住民票（学生本人が住民票をうつしている場合のみ）等のいずれか一つ
2.家庭から多額の仕送りを受けていない 「家庭からの多額の仕送り」：仕送り額年間 150 万円以上（授業料を含む）を目安にしてください。	☐ →	●【様式 2 誓約書】に金額（年額）を記載 1 年生は仕送り予定額（2021.4～2022.3）、2 年生以上は 2020 年度（2020.4～2021.3）の仕送り年額を記載 ●預貯金通帳の写し（蛍光ペン等でマーカーして明示、関係ない箇所黒塗り可） ●上記がない場合、【様式 1 申請書】の「3. 申し送り事項」に事情を記入
3.家庭（両親のいずれか）の収入減少等により、追加的支援が期待できない	☐ →	●新型コロナウイルス感染症に係る公的支援を受けている受給証明書等 ●上記がない場合、【様式 1 申請書】の「3. 申し送り事項」に事情を記入
4.新型コロナウイルス感染症により、アルバイト収入に影響を受けている 1)新型コロナウイルスの影響で想定していたアルバイト収入が得られない状況が継続していること 2)コロナ禍前と比較して、アルバイト収入が大きく減少（50%以上減少）し、その状況が本年度になっても改善していないこと 3)アルバイト収入が増加や一定水準に達していたとしても、家庭の経済状況が悪化したこと等の理由により、アルバイト収入を増やさざるを得ず、修学の継続が困難となっていること	☐ →	●アルバイト先からの給与明細又は振込口座の預貯金通帳の写し ＊2020 年 1 月以降の 2 ヶ月分（連続でなくてよい）で減少が確認できるもの ＊減額前、減額後がわかること、蛍光ペン等でマーカーして明示 ＊雇用調整助成金等公的支援を受けている場合は受給証明書等 ●上記の全部又は一部がない場合、【様式 1 申請書】の「3. 申し送り事項」に事情を記入
5.既存の支援制度と連携を図り、長期的な視点からも「学びの継続」の確保を図っている 1)新制度に申し込みをしている者又は今後利用を予定している者であって、第一種奨学金の限度額まで利用している者 2)新制度の対象外であって、第一種奨学金（無利子奨学金）の限度額まで利用している者 3)要件を満たさないため新制度又は第一種奨学金（無利子奨学金）を利用できないが、大学等独自の奨学金や民間等を含め申請が可能な支援制度、外国人留学生学習奨励費等を利用している者又は利用を予定している者	☐ →	既存の支援制度を利用している方は以下に係る奨学生証や採用決定通知のコピーを提出、今後利用を予定している方は本項目の提出書類なし ・第一種奨学金、第二種奨学金、特別無利子貸与型奨学金 ・民間等による支援制度 ・外国人留学生学習奨励費等 日本学生支援機構奨学生へ：スカラネットパーソナルの貸与期間、奨学生番号が確認できるページを印刷したもので可。また、 奨学生番号 はキャンパス情報システムの「◆学生生活情報→奨学生番号」より確認できます。

1～5の全てが「はい」にチェックある場合、今回の緊急給付金の対象者となります。

※すべての要件を満たさない場合でも支給対象者となる場合がありますので、**経済的に困窮している学生**は必ず申請してください。ただし、採用枠に限りがありますので、申請したからといって必ず採用されるわけではありません。